



三重県公報

平成26年4月18日（金）

第 2590 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
294	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額の一部を改正する告示	(福 利 厚 生 課)	2
295	介護保険法の規定による介護老人福祉施設の指定	(長 寿 介 護 課)	2
296	介護保険法の規定による介護老人保健施設の開設の許可	(同)	3
297	地方卸売市場の廃止の許可	(農 産 物 安 全 課)	3
298	保安林の指定をする予定である旨の通知	(治 山 林 道 課)	3
299	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(企 業 誘 致 推 進 課)	4
300	河川区域の変更及びその関係図面の縦覧	(流 域 管 理 課)	5
	公 告		
	平成26年度毒物劇物取扱者試験の実施	(薬 務 感 染 症 対 策 課)	5
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった旨及びその関係書類の縦覧	(男 女 共 同 参 画 ・ N P O 課)	6
	公共測量が終了した旨の通知	(公 共 用 地 課)	6
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	同件	(同)	7
	特 定 調 達 公 告		
	一般競争入札を行う旨	(広 聴 広 報 課)	7
	随意契約の相手方を決定した旨	(人 事 課)	13
	同件	(税 務 企 画 課)	13
	同件	(警 察 本 部)	14
	正 誤		
	平成26年2月25日付け三重県公報第2575号	(収 用 委 員 会)	14
	同件	(同)	14

告 示

三重県告示第 294 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の規定に基づく額（平成 6 年三重県告示第 265 号）の一部を次のように改正し、平成 26 年 4 月 18 日以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び同日以後に支給すべき事由の生じた休業補償に係る補償基礎額から適用します。

平成 26 年 4 月 18 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

「

4, 503 円	12, 935 円
5, 007 円	12, 935 円
5, 618 円	13, 634 円
6, 112 円	16, 130 円
6, 527 円	18, 535 円
6, 741 円	21, 911 円
6, 861 円	24, 455 円
6, 479 円	24, 995 円
5, 811 円	23, 171 円
4, 683 円	19, 816 円
3, 950 円	14, 376 円
3, 950 円	12, 935 円

」

表中

を

「

4, 308 円	13, 040 円
5, 024 円	13, 040 円
5, 611 円	13, 447 円
6, 104 円	16, 281 円
6, 524 円	18, 834 円
6, 601 円	21, 784 円
6, 708 円	24, 532 円
6, 375 円	25, 376 円
5, 922 円	24, 114 円
4, 723 円	19, 167 円
3, 930 円	15, 001 円
3, 930 円	13, 040 円

」

に改める。

三重県告示第 295 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 48 条第 1 項第 1 号の規定により、次のとおり介護老人福祉施設を指定しました。

平成 26 年 4 月 18 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

介護保険 事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	開設者の主たる 事務所の所在地	指 定 年 月 日	入 所 定 員
2470504578	特別養護老人ホーム アガベホーム	津市高野尾町 2410-1	社会福祉法人 三重ベタニヤ	津市高野尾町 2406-10	平成 26 年 4 月 1 日	60
2470204559	特別養護老人ホーム よっかいち諧朋苑（ユ ニット型）	四日市市西大 鐘 町 字 山 添 1580	社会福祉法人 宏育会	四日市市西大鐘町字山 添 1580	平成 26 年 4 月 1 日	58
2470204567	特別養護老人ホーム英 水苑	四日市市智積 町中須 34 番地 の 1	社会福祉法人 英水会	四日市市鶴の森 1 丁目 4 番 3 号 メディカルセ ンタービル	平成 26 年 4 月 1 日	30
2470702735	特別養護老人ホーム飯 高有徳園	松阪市飯高町 下滝野 1350 番 地 2	社会福祉法人 有徳会	松阪市久保町 1855 番地 113	平成 26 年 4 月 1 日	30

2470302817	特別養護老人ホーム 伊勢マリンホーム ユ ニット	鈴鹿市南若松 町 1	社会福祉法人 伊勢湾福祉会	鈴鹿市南若松町 1	平成 26 年 4 月 1 日	30
2470302833	特別養護老人ホーム ルーエハイム	鈴鹿市長法寺 町 763	社会福祉法人 博愛会	鈴鹿市長法寺町 763	平成 26 年 4 月 1 日	40
2470900321	特別養護老人ホーム 鳥羽陽光苑 ユニット	鳥羽市岩倉町 609 番地	社会福祉法人 三重福祉会	四日市市西坂部町 1127 番地	平成 26 年 4 月 1 日	30
2471201174	ユニット型特養 さわ やか園	伊賀市山出金 坪 2220-10	社会福祉法人 敬親会	伊賀市山出金坪 2220-10	平成 26 年 4 月 1 日	30
2471201208	特別養護老人ホーム ぬくもり園	伊賀市馬場字 西山 600	社会福祉法人 あやまユート ピア	伊賀市馬場字西山 600	平成 26 年 4 月 1 日	40
2471201216	特別養護老人ホーム 森の里 木精館	伊賀市腰山 1135 番地	社会福祉法人 青山福祉会	伊賀市腰山 1135 番地	平成 26 年 4 月 1 日	40
2472801535	介護老人福祉施設はな のその	度会郡玉城町 勝田字濱塚 3086 番地 42	社会福祉法人 ゆり	度会郡玉城町勝田字濱 塚 3086 番地 42	平成 26 年 4 月 1 日	30

三重県告示第 296 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 94 条第 1 項の規定により、次のとおり介護老人保健施設の開設を許可しました。

平成 26 年 4 月 18 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

介護保険 事業所番号	施設の名称	施設の所在地	開設者名	開設者の主たる 事務所の所在地	許可 年月日	入所 定員
2450280082	富田浜老人保健施設	四日市市富田 浜町 26-14	医療法人富田 浜病院	四日市市富田浜町 26-14	平成 26 年 4 月 1 日	30
2450980020	老人保健施設 鳥羽豊 和苑	鳥羽市安楽島 町字腰掛 1045 番地 77	医療法人豊和 会	志摩市阿児町鵜方 2555-9	平成 26 年 4 月 1 日	50

三重県告示第 297 号

三重県卸売市場条例（平成 12 年三重県条例第 20 号）第 21 条の規定により、地方卸売市場の廃止について、次のとおり許可しました。

平成 26 年 4 月 18 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

- 許可年月日
平成 26 年 2 月 27 日
- 開設者の名称
熊野漁業協同組合
- 市場の名称
熊野漁業協同組合二木島地方卸売市場
- 市場の位置
熊野市二木島町 530-3
- 市場の廃止期日
平成 26 年 3 月 1 日
- 取扱品目の部類
水産物部
- 廃止の理由
熊野漁業協同組合遊木浦地方卸売市場への統合に伴う廃止

三重県告示第 298 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定です

ので、同法第30条の2第1項の規定により告示します。

平成26年4月18日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 保安林予定森林の所在場所
いなべ市北勢町畑毛字前山 857、字上之貝戸 343 から 346 まで、350、348 の 3 から 348 の 6 まで
 - 2 保安林指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を三重県農林水産部治山林道課及びいなべ市役所に備え置いて縦覧に供します。)

三重県告示第 299 号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による届出（大規模小売店舗の店舗面積の増加、駐車場の収容台数の減少等の変更）に対して同法第8条第1項の規定により松阪市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

平成26年4月18日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ピアゴ嬉野店
松阪市嬉野中川新町4丁目205番地
- 2 松阪市から聴取した意見
 - (1) 駐車場の充足等交通に係る事項
駐車収容台数を超える来店者が予想される場合又は駐車場内が混雑することが予想される場合は、警備員等を配置する等して、駐車場内及び出入口付近の混雑緩和措置を行うこと。
 - (2) 騒音の発生に係る事項
ア 工事中は騒音等の環境保全対策等を行い、関係法令を遵守すること。
イ 三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年三重県条例第7号）に規定されている指定施設を設置する場合は、設置工事の開始の30日前までに届出を行うこと。また、届出後は敷地境界において定められた排出基準を遵守すること。
ウ 早朝又は夜間の荷さばき作業及び営業による騒音（来店者による騒音を含む。）に十分配慮すること。
エ 近隣住民等より公害に関する苦情が発生した場合は、速やかに誠意をもって対処すること。
オ 概要書の騒音レベルは予測値であるため、営業開始後に実測を行い、騒音レベルの把握に努めること。
カ 三重県生活環境の保全に関する条例第15条の規定に基づき、看板、放送、書面等により自動車等のアイドリングストップを周知すること。
 - (3) 廃棄物に係る事項
ア 法令に基づく適正なごみ処理を行うこと。また、リサイクル等の資源化にも努めること。
イ 産業廃棄物については、事業者が自己で処分すること。
ウ 一般廃棄物については、事業者が自己で搬入を行うか又は松阪市の許可を受けた一般廃棄物収集運搬業者に委託すること。
エ 可燃物、不燃物にかかわらず、直接資源化できる廃棄物（紙類等）については、業者に処理を委託すること。
 - (4) その他の事項
ア 夜間における防犯対策等に関して、設備の充実による安全対策等について配慮すること。また、駐車場

の見回りをを行い、騒音の防止に努めること。

イ 松阪市には松阪市景観条例（平成 20 年松阪市条例第 33 号）が制定されており、それに基づいた届出が必要となるので、松阪市都市政策部都市計画課景観推進室に相談すること。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部企業誘致推進課

4 意見の縦覧の期間及び時間

平成 26 年 4 月 18 日から同年 5 月 19 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 300 号

河川区域の指定及び変更(昭和 51 年三重県告示第 217 号)により指定した二級河川三渡川水系三渡川について、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 6 条第 4 項の規定により河川区域を変更しました。

なお、河川区域の変更に係る関係図面は、三重県県土整備部流域管理課及び三重県松阪建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 26 年 4 月 18 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）第 8 条第 1 項第 3 号の規定による平成 26 年度毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

平成 26 年 4 月 18 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 試験の日時

平成 26 年 8 月 3 日（日） 午後 1 時から午後 3 時まで

2 試験の場所

津市北河路町 19-1

メッセウイング・みえ

3 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農業用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

4 試験科目

(1) 学科試験

ア 毒物及び劇物に関する法規

イ 基礎化学

ウ 毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号。以下「規則」といいます。）別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第 2 に掲げる劇物に限ります。）の性質及び貯蔵その他取扱方法

(2) 実地試験（筆記により実施します。）

毒物及び劇物（農業用品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第 1 に掲げる毒物及び劇物、特定品目毒物劇物取扱者試験にあつては規則別表第 2 に掲げる劇物に限ります。）の識別及び取扱方法

5 受験手続

(1) 提出書類等

ア 受験申込書 正本及び副本各 1 部 計 2 部

イ 写真 1 枚（申込前 6 月以内に写した無帽正面、上半身像のものであって、縦 4.5 cm、横 3.5 cmのもので、裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）

(2) 申込用紙の交付

ア 窓口交付期間

平成26年6月2日（月）から同月20日（金）まで（土曜日及び日曜日を除きます。）の午前8時30分から午後5時15分までとします。

イ 交付場所

県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含む。）又は三重県健康福祉部薬務感染症対策課

ウ その他

インターネットによる入手も可能です。三重県ホームページ（<http://www.pref.mie.lg.jp/>）に掲載する毒物劇物取扱者試験のお知らせから、添付ファイルをダウンロードしてください。

(3) 受験申込書の提出先

ア 県内居住者

県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含む。）

イ 県外居住者

県内最寄りの保健所（四日市市保健所を含む。）又は三重県健康福祉部薬務感染症対策課

(4) 受験申込書の受付期間

平成26年6月16日（月）から同月20日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。
なお、郵送の場合は、平成26年6月20日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。

(5) 受験手数料

10,500円の三重県収入証紙を受験申込書（正本）に貼り付けてください。

なお、受験申込書提出後は返金しません。

6 合格発表

平成26年8月29日（金）午前10時に合格者の受験番号を三重県庁正面玄関、保健所（四日市市保健所を含む。）に掲示します。また、当日中に三重県ホームページ（<http://www.pref.mie.lg.jp/>）にも掲載します。

また、県外居住者にあつては、直接受験者に合格者受験番号一覧を通知します。

なお、電話及び電子メールによる照会には応じませんが、合格者には合格証を郵送します。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公告します。

なお、関係書類は、三重県環境生活部男女共同参画・NPO課に備え置いて、平成26年6月9日まで縦覧に供します。

平成26年4月18日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 申請のあった年月日

平成26年4月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人 NPO法人ミスナ

(2) 代表者の氏名

金村 炳植

(3) 主たる事務所の所在地

桑名市高塚町四丁目47番地1 アクアエイト101号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、障がい者に対して、障がい福祉サービス等に関する事業を行い、地域における障がい者福祉の向上に寄与することを目的とする。

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成26年3月20日に終了した旨、三重県伊勢建設事務所長から通知がありました。

平成26年4月18日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 作業種類

公共測量（砂防基盤地図作成）

- 2 作業地域
伊勢市横輪町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成26年2月28日に終了した旨、国土交通省近畿地方整備局紀南河川国道事務所長から通知がありました。

平成26年4月18日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（数値撮影（デジタル）及び写真地図作成（デジタルオルソ））
- 2 作業地域
熊野市及び南牟婁郡紀宝町

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成26年3月20日に終了した旨、三重県伊賀建設事務所長から通知がありました。

平成26年4月18日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（河川計画）
- 2 作業地域
伊賀市下友生、同市中友生、同市界外及び同市上友生

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成26年3月20日に終了した旨、朝日町長から通知がありました。

平成26年4月18日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
三重郡朝日町小向及び同町柿

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が平成26年3月26日に終了した旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

平成26年4月18日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域
多気郡多気町相鹿瀬

特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成26年4月18日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
三重県の新Webシステム構築及び運用・保守委託業務

(2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県知事が入札説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

入札説明書（仕様書）は、三重県物件等調達システム（以下「調達システム」といいます。）内入札等情報公開システムから入手してください。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成 33 年 3 月 31 日（水）までとします。

(4) 委託業務履行場所

「三重県の新Webシステム構築及び運用・保守委託業務仕様書」のとおり

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式（加算方式）による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと及び同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。

ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本件入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により参加することもできます。

(2) 本件入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。調達システム未登録の者は、4(1)の申請書を提出するまでに、12に掲げる調達システムに関する事務を担当する所属に調達システム利用登録申請を行い、登録確認を受けてください。

なお、本件入札は、特定調達（WTO）案件であるため、書面により入札に参加する場合の調達システム利用登録申請については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等調達システム運用基準」によります。

4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、次の(1)に掲げる書類を11(2)に掲げる締切日時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては13に掲げる場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。

また、落札候補者にあっては、入札実施後に次の(2)及び(3)の書類を、11(7)に掲げる締切日時までに提出してください。

なお、提出した証明書等について説明等をお願いする場合があります。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書

(2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し

(3) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、三重県が賦課徴収を所管する全ての県税に係る「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し

5 技術提案書の作成について

(1) 「落札者決定基準」及び「提案書評価表」に基づき作成してください。

(2) 提出部数は正本1部、副本11部とします。

(3) 原稿サイズは、A4を基本（図面等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね100ページまでとしてください。また、フラットファイル等で製本にしてください。

(4) 目次、ページ及びインデックスを付けてください。

(5) 製本の編綴順序は、「落札者決定基準」における「提案書評価表」の順序のとおりに編綴してください。

(6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同

様とします。

- (7) その他詳細については、「提案書記入要領」を参照してください。

6 技術提案書聴取会の実施について

提案書評価表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、業務の遂行責任者の出席をお願いします。なお、詳細は 11(4)に掲げる日程及び方法により実施します。

7 入札方法及び落札者の決定方法について

- (1) 「入札に際しての注意事項」及び別記「落札者決定基準」によるものとします。
(2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
(3) 入札保証金は、入札金額の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

8 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。
(2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

- (3) 契約は、14 に掲げる所属で行います。
(4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 108 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします（消費税及び地方消費税の率については、税率が改定させることが確定した際に変更契約を行います。）。

9 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

10 その他

- (1) 当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札及び契約に関する一切の事項）がある場合は、11(1)に掲げる締切日時までに行うものとします（※ 回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。）。
(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、関係職員に説明を求め、十分ご承知おきください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申立てることはできません。
(3) 本件入札の参加に当たり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。
(4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。
(5) 契約の相手方となった場合は、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。
(6) その他必要な事項は、規則に規定するところによります。
(7) 入札参加者が 1 者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。
(8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
(9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。
(10) 技術提案書等の作成に係る経費については、同書等の提出者の負担とします。

また、入札等に関する経費においても同様とします。

- (11) 本件入札手続において政府調達協定に苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の

停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

11 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

平成 26 年 4 月 25 日（金）10 時まで

回答は、平成 26 年 5 月 2 日（金）17 時までに行います。

※ 電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にあつては、提出締切日時までに、入札事務担当所属に書面（FAX可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は「入札情報公開システム」の「発注情報閲覧画面」で行います。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時及び方法

平成 26 年 5 月 8 日（木）10 時まで

結果通知は、平成 26 年 5 月 12 日（月）17 時までに行います。

調達システムにより参加する場合の提出方法は、電子入札システムの「証明書等／提案書等」の提出により行います。

書面により参加する場合の提出方法は、次の場所に郵送又は持参により、期日までに提出してください。

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県戦略企画部戦略企画総務課 総務・経理班（担当：南）

※ 入札情報公開システムに添付の「参加・提案書提出申請」に必要事項を記載し、提出締切日時までに電子入札システムから提出してください（調達案件一覧画面にある「証明書等／提案書等」の「提出」ボタンから提出します。）。ただし、書面による入札参加者にあつては、提出締切日時までに上記に掲げる所属に提出してください。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

ア 日時 平成 26 年 5 月 12 日（月）から同月 19 日（月）15 時まで

イ 場所 〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県戦略企画部広聴広報課企画・広聴班

ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、入札事務担当所属に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は、封筒等の外側に「三重県の新Webシステム構築及び運用・保守委託業務提案書等在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

平成 26 年 5 月 27 日（火）予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は 30 分とし、うち説明は 15 分以内とします。

エ 出席者は、6(1)の業務の遂行責任者を含め 3 名以内とします。

(5) 入札書提出の締切日時

第 1 回入札書提出日 平成 26 年 5 月 29 日（木）14 時 30 分まで

再度入札を行う場合は、別途通知します。

※ 入札書の提出は、電子入札システムにより提出してください。

※ 入札と併せて提出が必要となる入札金額内訳書は、調達システムの添付機能を使用して提出締切日時までに提出してください。

※ 書面により入札書を提出する場合は、平成 26 年 5 月 21 日（水）から第 1 回入札書提出締切日時までに、入札事務担当所属が指定する郵便局に「一般書留郵便又は簡易書留郵便」で「局留郵便」として提出してください。

※ 封筒には提出する案件名のほか、次のように記載してください。

（指定する郵便局及び封筒宛名等記載例）

指定する郵便局の郵便番号：514-0006

指定する郵便局の住所：三重県津市広明町 13 番地

指定する郵便局：三重県庁内郵便局留

受取人：受取人「三重県戦略企画部戦略企画総務課 総務・経理班」

案件名：三重県の新Webシステム構築及び運用・保守委託業務入札書在中

- ※ 入札書には入札価格、入札者の住所、氏名（法人にあっては、法人の所在地、法人名及び代表者名。以下同じです。）を記入してください。なお、入札者が外国業者の場合の記名及び押印は、署名をもって代えることができます。

入札者は、入札書を封筒に入れ封印し、氏名、住所、物件名等を表記してください。

- ※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き又は減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

- ※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差し替え、再提出は認めません。

(6) 開札の日時

第1回入札書開札日 平成26年5月29日（木）15時

- ※ 入札書を提出された事業者で開札への立会いを希望される場合は、事前に入札事務担当所属へ連絡をしてください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

平成26年6月2日（月）12時まで

落札候補者にあっては、入札実施後に4(2)及び(3)の書類を契約事務担当所属に提出してください。ただし、再入札を行った場合は別途提出期限を定めます。

また、提出した証明書等について、説明等をお願いする場合があります。

12 調達システムに関する事務を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課 企画支援グループ システム担当

電話 059-224-2785 ファクシミリ 059-224-2784

13 入札に関する事務を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県戦略企画部戦略企画総務課 総務・経理班 担当 南

電話 059-224-2009 ファクシミリ 059-224-2069

14 契約に関する事務を担当する所属

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県戦略企画部広聴広報課 企画・広聴班 担当 西川

電話 059-224-2031 ファクシミリ 059-224-2032

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

The building, running of and maintenance of the new Mie Prefectural Web System

(2) Date and Time for the Proposal :

Proposals submitted by registered mail must be received by 3:00 P.M. on Monday, May 19th, 2014.

Managing Authority :

Department of Strategic Planning Public Relations Division, Mie Prefectural Government

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

(3) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the Internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Thursday, May 29th, 2014.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Wednesday, May 21st and 2:30 P.M. on Thursday, May 29th, 2014.

(4) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Thursday, May 29th, 2014.

(5) Managing Authority :

Department of Strategic Planning Public Relations Division, Mie Prefectural Government

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2031 FAX:059-224-2032

E-Mail:koho@pref.mie.jp

別記「落札者決定基準」

1 基本的な考え方

落札候補者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、提案内容の評価に入札価格等の評価を加算する総合評価方式を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とします。

(1) 提案内容の評価

「提案書評価表」に基づき提案内容の評価し、「機能評価点」を与えます。ただし、必須提案項目に対して記載依頼事項の記述がない場合は、落札候補者としません。

(2) 入札価格等の評価

入札価格等については、後に示す計算式に基づき、入札価格等に対する点数（以下「価格評価点」といいます。）を与えます。

(3) 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

(1)及び(2)で評価した「機能評価点」及び「価格評価点」の合計点数が最も高い者を落札候補者とします。

(4) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき）の対応

ア 入札者それぞれの「機能評価点」及び「価格評価点」が異なる場合

「機能評価点」が高い者を落札候補者とします。

イ 入札者それぞれの「機能評価点」及び「価格評価点」が同じ場合

「機能評価点」のうち、大項目1「全体的な考え方」の評価点異なる場合にあつては、大項目1「全体的な考え方」の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

また、大項目1「全体的な考え方」の評価点においても同じ場合にあつては、「入札金額」が低い入札者を落札候補者とします。

なお、この場合においてさらに「入札金額」が同じ場合にあつては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

2 システム機能面の評価

システム機能面の評価は、提案書に基づいて以下の手順で行います。

(1) 大項目の設定

次のとおり大項目を設定します。

ア 全体的な考え方

イ 設計・開発・構築業務に係る内容について

ウ 運用・保守及びサポート業務に係る内容について

エ その他

(2) 配点方法

機能評価点の満点を1,000点として、次のように上記アからエまでの大項目毎に点数を配点します。

<配点設定>

ア 全体的な考え方 200点

イ 設計・開発・構築業務に係る内容について 500点

ウ 運用・保守及びサポート業務に係る内容について 200点

エ その他 100点

(3) 項目加重点の考え方

重要度に応じて、評価項目毎に項目加重点を設定します。

(4) 項目評価点の考え方

評価項目ごとの採点として 0 から 10 点までの 11 段階で評価し、項目評価点とします。

ア 本県で想定していた提案であれば「5 点」（以下「基準点」といいます。）とします。

イ 優れたレベルの提案は、「8 点」とします。

ウ 劣ったレベルの提案は、「2 点」とします。

エ 記述のないものは、「0 点」とします。

オ 同点の者が 2 人以上あり、提案内容に差がある場合は、他とのバランスを考慮した上で 1 から 2 点まで加点又は減点します。

カ プレゼンテーションの結果により、採点を見直すことはあります。

(5) 機能評価点の計算

機能評価点の計算は、以下の式で行います。

ア 調整後項目評価点＝項目加重点×項目評価点

イ 大項目評価点＝大項目の中での調整後項目評価点の合計

【計算方法の例】

大項目名：ア 全体的な考え方	項目加重点	項目評価点	調整後項目評価点
(1)	10	5	$10 \times 5 = 50$
(2)	4	8	$4 \times 8 = 32$
(3)	6	2	$6 \times 2 = 12$
大項目評価点			94

ウ 機能評価点＝「ア 全体的な考え方」から「エ その他」までの大項目評価点の合計

3 価格面の評価

価格面の評価は、入札金額に基づいて以下の手順で行います。

価格評価点＝ $500 \times (1 - X / K)$

K：評価基準額

X：入札金額

なお入札金額及び評価基準額については、全て消費税抜きの金額で計算を行います。

また、有効数字は、小数点以下 16 桁目までとし、小数点以下 17 桁目以降は切り捨てとします。

4 全体の点数配分

機能評価点と価格評価点の得点配分は、2 対 1 とし、「機能評価点」1,000 点、「価格評価点」500 点の計 1,500 点満点とします。

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 26 年 4 月 18 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 特 定 役 務 の 名 称	人事給与電子計算事務処理業務委託
2 担 当 部 局	津市広明町 13 番地 三重県総務部人事課
3 契約の相手方を決定した日	平成 26 年 4 月 1 日
4 契 約 の 相 手 方	三重県津市桜橋 2 丁目 177 番地の 3 株式会社三重電子計算センター 代表取締役 小柴 眞治
5 契 約 金 額	110,001,461 円（うち消費税及び地方消費税 8,148,256 円）
6 決 定 手 続	随意契約
7 随 意 契 約 の 理 由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 10 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に該当

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 26 年 4 月 18 日

三 重 県 知 事 鈴 木 英 敬

1 特 定 役 務 の 名 称	三重県総合税システム維持管理業務委託
-----------------	--------------------

2	担 当 部 局	津市栄町一丁目 891 番地 吉田山会館 2 階 三重県総務部税務企画課電算班
3	契約の相手方を決定した日	平成 26 年 3 月 26 日
4	契 約 の 相 手 方	三重県津市羽所町 375 番地 富士通株式会社三重支店 支店長 坂井 稔
5	契 約 金 額	77,760,000 円（うち消費税及び地方消費税 5,760,000 円）
6	決 定 手 続	随意契約
7	随 意 契 約 の 理 由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 10 条第 1 項第 1 号に該当

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

平成 26 年 4 月 18 日

三 重 県 警 察 本 部 長 高 須 一 弘

1	物 品 等 の 名 称	I C カード運転免許証作成に係る消耗品の購入（単価契約）
2	担 当 部 局	津市栄町 1 丁目 100 番地 三重県警察本部警務部会計課用度係
3	契約の相手方を決定した日	平成 26 年 4 月 1 日
4	契 約 の 相 手 方	東京都新宿区新宿四丁目 3 番 17 号 株式会社 D N P アイディーシステム 代表取締役 朝長 通博
5	契 約 金 額	I C 用カード基体 495,000 円（税抜き） I C 化用高速型リボン 140,000 円（税抜き）
6	契 約 手 続	随意契約
7	随 意 契 約 の 理 由	地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に該当

正 誤

平成 26 年 2 月 25 日付け三重県公報第 2575 号に登載しました、土地収用法の規定による収用又は使用の裁決手続の開始決定の収用委公告中

ページ	行	誤	正
14	下から 18	三重県桑名市大字志知字萩原	三重県桑名市大字志知字萩原

平成 26 年 2 月 25 日付け三重県公報第 2575 号に登載しました、土地収用法の規定による収用の裁決手続の開始決定の収用委公告中

ページ	行	誤	正
15	4	三重県桑名市大字志知字萩原	三重県桑名市大字志知字萩原

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
